目　　次

１　学校危機管理の基本的方針（予防と対応）・・・・・　２

２　気象災害への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　地震への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４　津波への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

５　地震および津波発災時の避難措置　・・・・・・・・・・　８

６　事故・急病時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

７　不審者への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

８　給食の事故への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

９　食物アレルギーへの対応　・・・・・・・・・・・・・・　１５

１０　いじめへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

１１　虐待への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１２　セクシャル・ハラスメントへの対応　・・・・・・・・　１８

１３　Ｊアラートによるミサイル発射情報への対応　・・・　１９

１４　新型コロナウイルス感染症への対応　・・・・・・・・　２０

1　学校危機管理の基本方針（予防と対応）

1　目　的

（１）子どもと教職員の**生命を守る**
（２）子どもと教職員の信頼関係を維持し、**日常の組織・運営を守る**
（３）学校に対する保護者や地域社会からの**信用や信頼を守る**

2　危機管理の法的根拠

【学校保健安全法】
第29条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**対処要領**（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3　想定される危機の種類　～予防策構築の観点～

分　類		内　容
学習活動	授業等	運動時、実験・実習、校外活動
	学校行事	校外学習、宿泊学習、修学旅行、職場体験学習
	部活動	熱中症、骨折、頭部の打撲、脳震盪、大量出血
	その他	不審者侵入、学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故
	不審者	声かけ、わいせつ、行方不明、誘拐
健　康	感染症	新型コロナ、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	アナフィラキシーショック
	食中毒	集団食中毒、給食への異物混入
問題行動	非　行	暴力行為、薬物乱用、喫煙、飲酒、性犯罪、深夜徘徊
	いじめ	いじめに起因する不登校、自殺企図、ネット上の誹謗中傷
災　害	火災・自然災害等	火事、台風、洪水、地震、津波
施設設備	施設設備	保守管理・修繕の不備、誤使用に起因する人身事故
教職員	不祥事	体罰、セクハラ、個人情報漏洩、不正会計
	健康管理	心身の不調、勤務時間管理
	事　故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修、評価、成績処理、調査書作成
財　務	資金管理	公金遺失、横領
	会計処理	不適正な公金支出・執行
情　報	個人情報	個人情報漏洩
	情報システム	システムダウン、ウイルス
業務執行	保護者	信用失墜行為
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	不適切対応、指揮系統の混乱

4　危機管理組織図

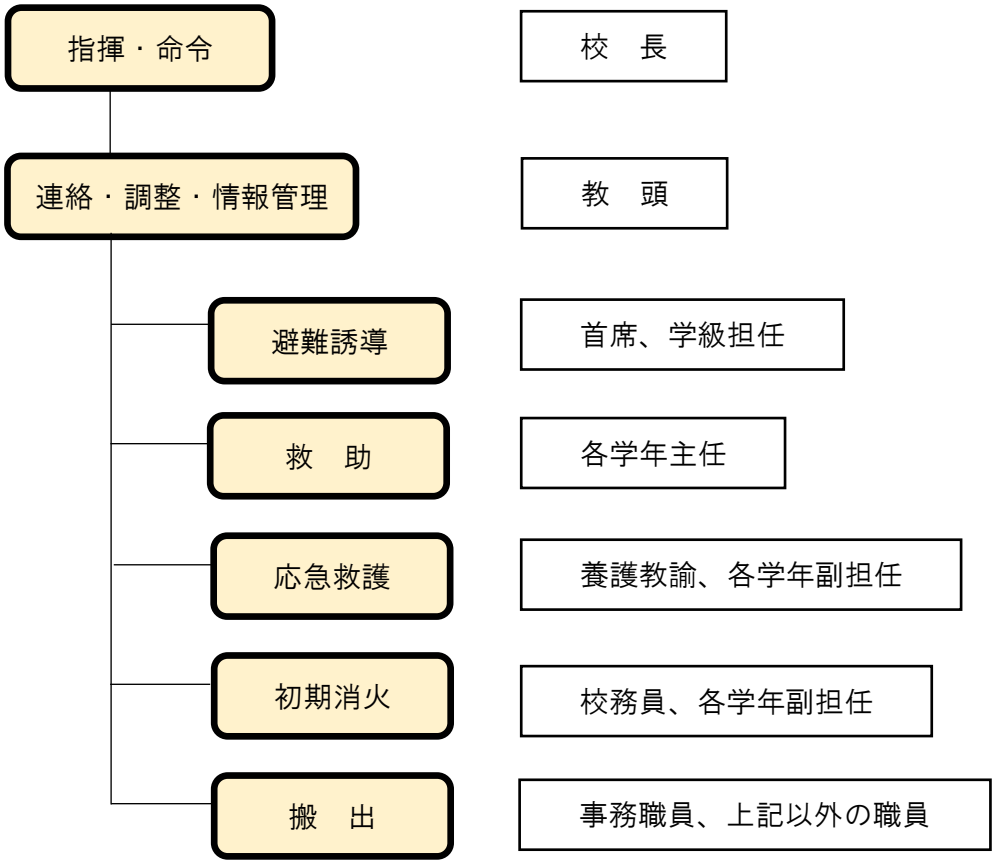

5　危機発生時の下校措置

分　類	対応方法	想定される事態
レベル1	**放課後の活動を中止にして、生徒全員を下校させる**	大雨や暴風、高温や大雪など、状況の悪化が予測される場合
レベル2	**職員引率のもと、町別のグループで集団下校させる**	不審者の徘徊、地震や異常気象で生徒の安全確保が困難な場合
レベル3	**保護者に迎えにきてもらう（学校待機・保護者への引き渡し・関係機関への協力依頼）**	大規模災害等で教員引率の集団下校が困難な場合、警察等各関係機関からの指導で下校を止められた場合
レベル4	**授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げ、生徒の安全確保を最優先した対応**	校区または近隣で凶悪犯が徘徊、特別警報または暴風警報が発令、震度５弱以上の地震が発生した場合 校内で新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合

6　動員態勢

分　類	人　数	動員される職員
警戒	管理職 （２名）	校長、教頭
A号	職員の４分の１ （６名）	校長、教頭、首席、学年主任
B号	職員の２分の１ （１２名）	校長、教頭、首席、学年主任、学年副主任、校務員、養護教諭、安全指導主担
C号	全職員 （２６名）	ＡＬＴ、ＳＣ、特別支援教育支援員、図書館司書を除く全職員

7　町別の引率態勢

町　名	人　数	引率者
沼町	37	
並松町	50	
下野町１丁目	4	
下野町２丁目	22	
下野町３丁目	14	
下野町４丁目	4	
下野町５丁目	8	
上野町　東	38	
上野町　西	27	
岸野町	7	
港緑町	16	
加守町１丁目	7	
加守町２丁目	3	
加守町３丁目	3	
その他	2	
合　計	242	

2　気象災害への対応

（1）臨時休業または授業の繰り上げになる場合

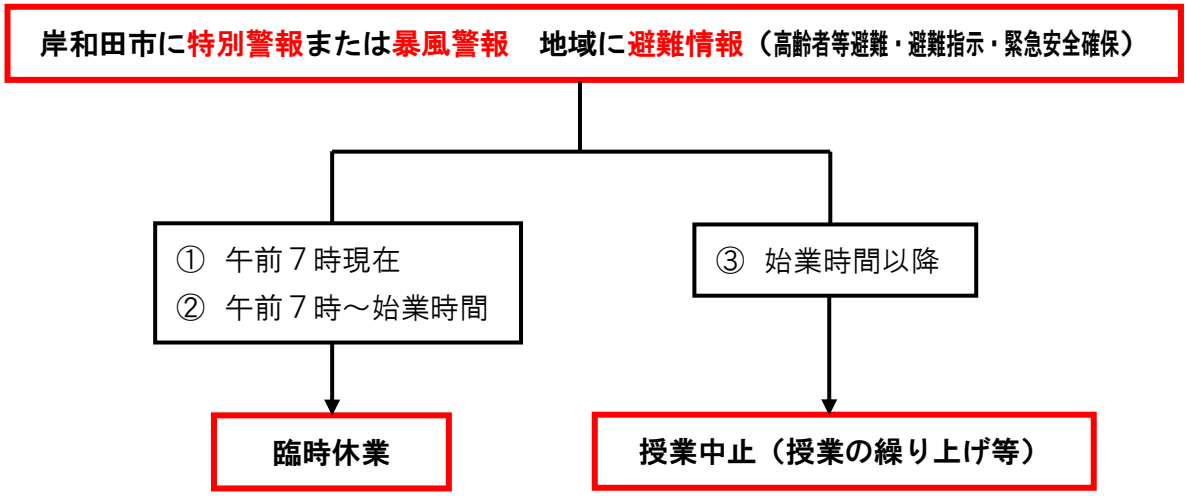

- □ 進路予想をもとに、臨時休業等の対応について、生徒･保護者へ**事前**に文書を配布
- □ 臨時休業または授業の繰り上げの措置時は、保護者へメールを配信して連絡
- □ 市教委･総務課へ臨時休業報告（書式あり）
- □ 給食は中止（午前7時以降に上記の警報発令時は学校給食課へ FAX かメールで報告）
- □ 既に登校している生徒の下校措置

（2）原則として平常どおり授業を行う

岸和田市に　大雨警報　洪水警報　波浪警報　高潮警報

※　生徒の安全確保上問題が生じる恐れがあると学校長が判断した場合は、臨時休業（事前に市教委へ連絡）・授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

- □ 市教委･総務課へ臨時休業を決定する前に連絡して確認
- □ 臨時休業または授業の繰り上げを行うときは、上記（1）の対応のとおり

3　地震への対応

（1）臨時休業または授業中止になる場合

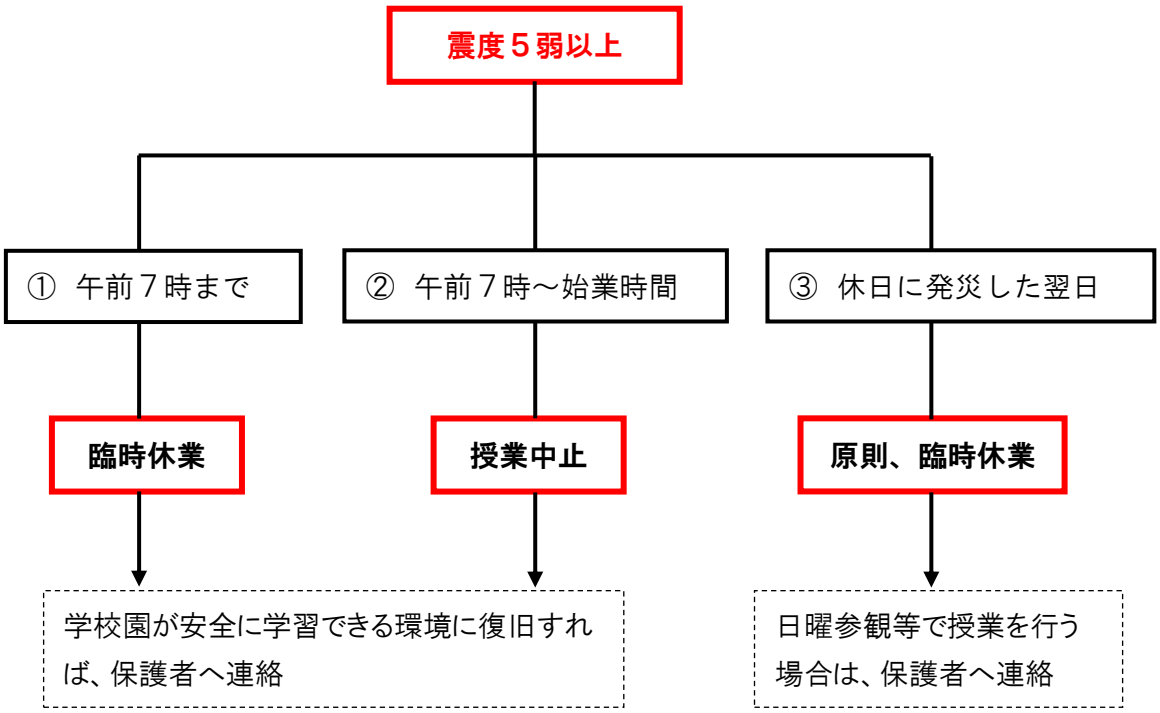

- □ 施設の被害状況や周辺のようすを把握
- □ 臨時休業等の措置時は、メールや無線等で保護者へ発信
- □ 市教委･総務課へ状況報告
- □ 給食は中止

（2）原則として平常どおり授業を行う

震度４以下

※　余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- □ 臨時休業の際は、校長が状況を判断し、市教委･総務課へ報告した上で対応する
- □ 臨時休業で給食を中止する場合は、学校給食課に連絡する

4　津波への対応

(1) 臨時休業または授業中止になる場合

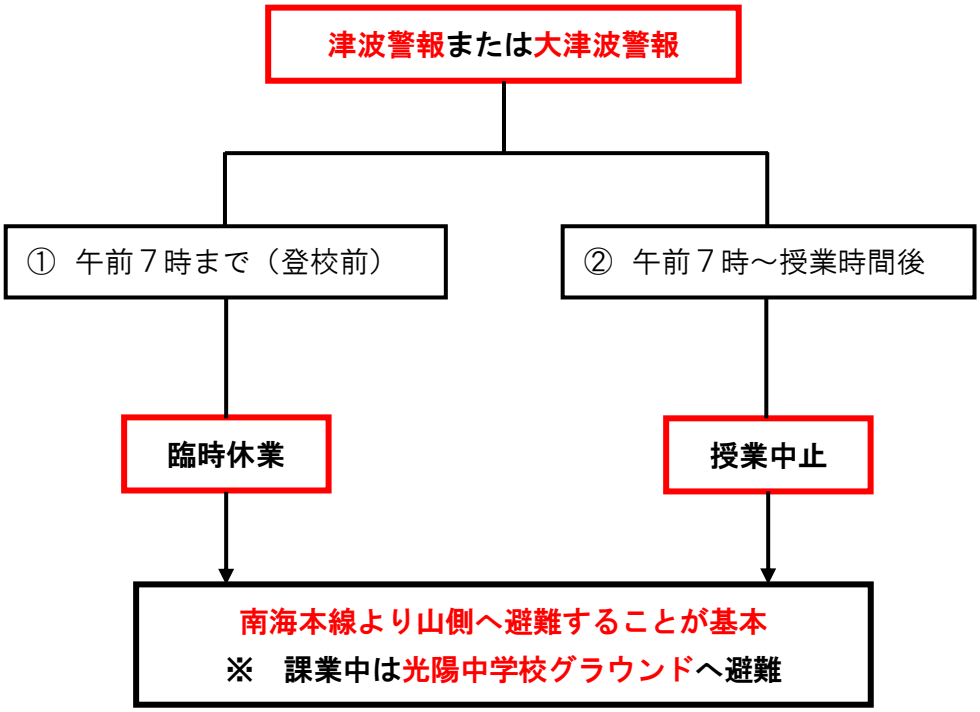

- □　南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝暘幼小、春木幼小、大芝幼小、**野村中**、春木中）は、警報発令時は授業中止
- □　南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）
- □　給食も中止

(2) 原則として平常どおり授業を行う

津波注意報

※　余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- □　臨時休業の措置をとる場合は、校長が市教委･総務課へ事前に報告する
- □　臨時休業で給食を中止する場合は、すみやかに学校給食課へ連絡する

5　地震および津波発災時の避難措置

（1）課業中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留　意　点
1　一時避難	①　担任等による一時避難の指示 ②　大きな揺れが収まるまで一時避難を継続	□　頭部を保護 □　「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難 □　指示が聞こえるように冷静にさせる
2　非常放送	①　管理職が避難指示 ②　非常用放送設備を使用	□　大きな揺れが収まってから避難を指示する □　放送設備故障の際は拡声器、笛
3　二次避難	①　担任等の指示・誘導で校庭へ避難 ②　点呼・避難完了の確認 ③　負傷者の確認 ④　不明者の探索・救助	□　M9.0で最大高4.4mの津波が93分で到達すると予測されている □　正確な情報収集 ・　不明者は誰か（生徒、職員） ・　地震発生時の居場所はどこか ・　誰がどこへ行き、いつまで探すか（複数で対応）
4　南海本線より山側へ避難（光陽中学校グラウンド）	①　避難場所と経路の指示 ②　点呼が完了した順に出発 ③　先頭は首席、各学年先頭は主任、最後尾は教頭 ④　負傷者の引率は養護教諭及び担任	□　正門・裏門から下野町交番方向へ→市道を山側へ→和泉大宮駅踏切→岸和田変電所を右へ→光陽中学校グラウンドへ □　火災や道路の被害状況を判断して、安全な避難経路を選択する □　全学級の環境調査票を持って行く
5　避難完了と解除	①　点呼・避難完了の確認 ②　保護者へ連絡 ③　保護者への引き渡し ④　情報収集 ⑤　市教委への報告 ⑥　避難解除の宣言	□　メール、災害用伝言ダイアル（171番）等、あらゆる手段で避難状況を保護者へ連絡 □　保護者及び保護者が指定した者以外には引き渡しを行わない（引き渡し完了まで保護する） □　引き渡し時には、「誰に、いつ、誰を」引き渡したかを記録しておく

（2）登下校中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留　意　点
1　登下校中の生徒への対応	①　津波警報が発令されたときは、家にも学校にも立ち寄らず、南海本線より山側へ各自で避難する ②　避難場所は光陽中学校グラウンドを基本とする	□　こども110番の家や近くの大人に救助を求める □　野村中学校は光陽中学校グラウンドへ避難することを平常時に家族と共有しておく ※　平常時の指導を徹底しておく
2　校内生徒の避難	①　出勤している職員の指示に従い、一時避難および二次避難をする ②　課業中と同様の対応	□　光陽中学校へ避難するとき、正門に、すでに避難済であることがわかる表示（張り紙等）をする

（3）下校後～登校前・休日等に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留　意　点
1　発生当日・翌日の対応	①　学校は臨時休業 ②　各町の防災マニュアルに従う	□　校長は動員体制を決定・通知する □　各町の防災組織が定めた避難場所へ避難する
2　校内生徒の避難	①　部活動顧問等の指示に従い、一時避難および二次避難 ②　課業中と同様の対応	□　普段から部活動の出席者、人数を正確に把握しておく

6　事故・急病時の対応

（1）次のときは、ためらわずに救急車を呼ぶ

□交通事故　□高所からの転落　□水におぼれている　□実験での薬品等による事故
□呼吸停止または呼吸が弱い　□心肺停止　□ショック症状(アレルギー症状含)
□多量の出血　□吐血や下血　□広範囲のやけど　□意識の障害　□顔面のまひ
□けいれんが止まらない　□5分以上続くてんかん発作　□冷や汗を伴うような強い吐き気
□突然の激しい頭痛　□突然の高熱　□突然の手足のしびれ　□胸や背中の突然の激痛
□突然の歩行困難

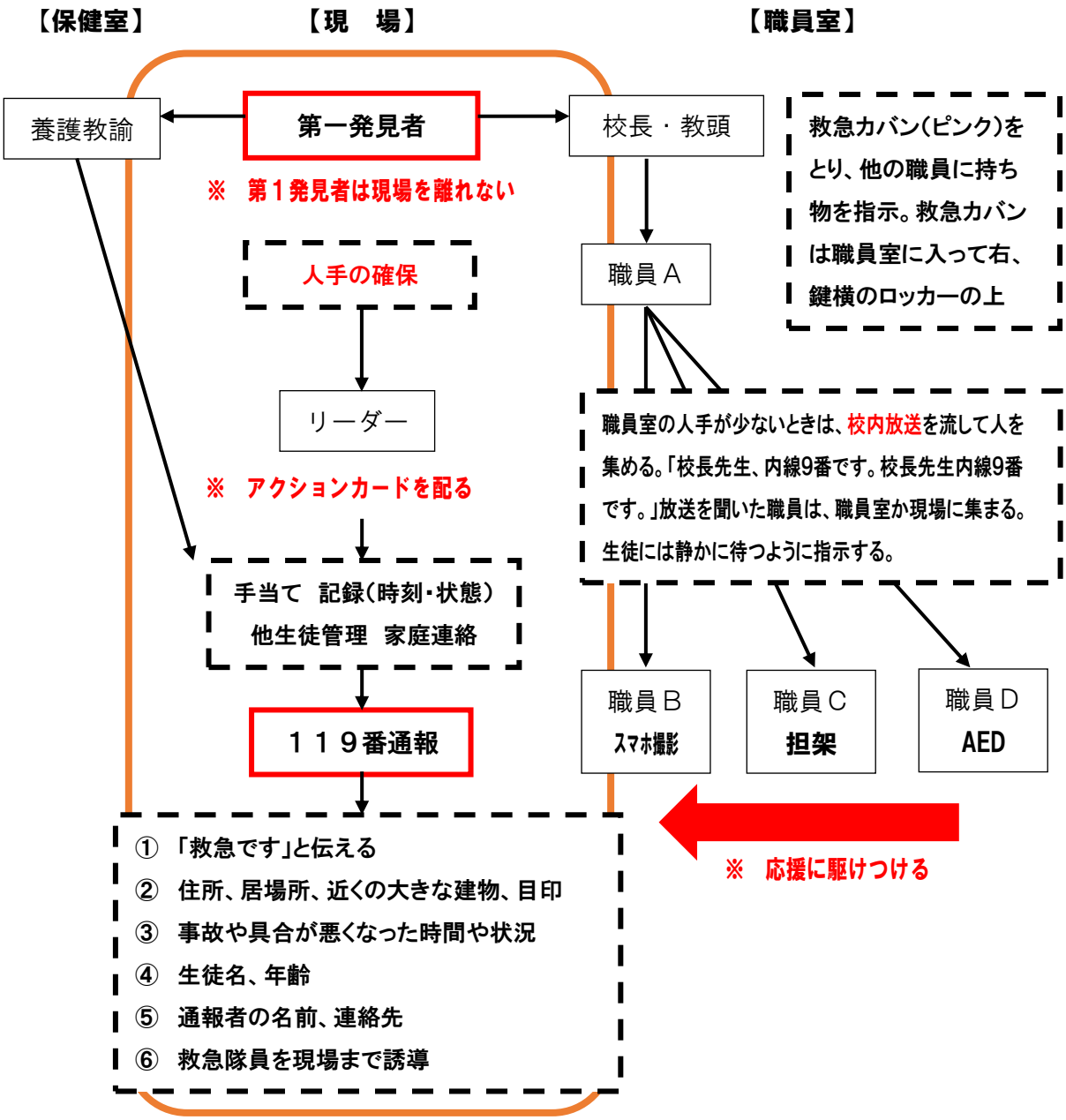

（2）応急処置に必要なもの

① ＡＥＤ　→　教頭机後方、体育館入口、オレンジ色のショルダーバッグ
② エピペン　→　生徒と保護者にどこに保管しておくか確認し全教職員で共有する
③ 担　架　→　保健室、学年職員室
④ 救急バッグ　→　職員室に入って右、鍵横のロッカーの上
⑤ 内服薬　→　アレルギー対応生徒が持っている緊急時の薬

（3）救急車到着までの対応

① 救急隊の進入路に職員を配置して、現場まで案内・誘導
② 状況把握と記録　**※　動画を撮影すると救急隊や医師が状態を把握しやすい。**
□時刻と状態の変化
□事故や具合が悪くなった状況
□救急隊が到着するまでの変化
□応急手当の内容
□持病・かかりつけの病院・普段飲んでいる薬・医師の指示
③ 家庭へ連絡する。事故の状況、生徒の状態、救急搬送先の病院名を伝える。

（4）頭頸部外傷への対応（教訓として）

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技での転倒や投げ技により、地面や畳、床等で頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることや、友人同士のトラブルでの転倒・頭部強打により、「脳震盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。また、友人間のトラブル等、日ごろからしっかりと生徒の人間関係を観察し、トラブルが起こらないように未然防止が必要である。

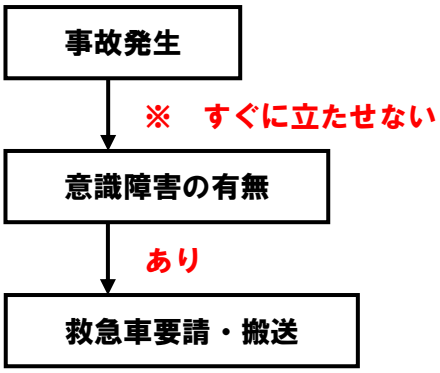

＜留意点＞
- **脳震盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。**
- **頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。**
- **頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。**

7　不審者への対応

（1）学校に侵入したとき

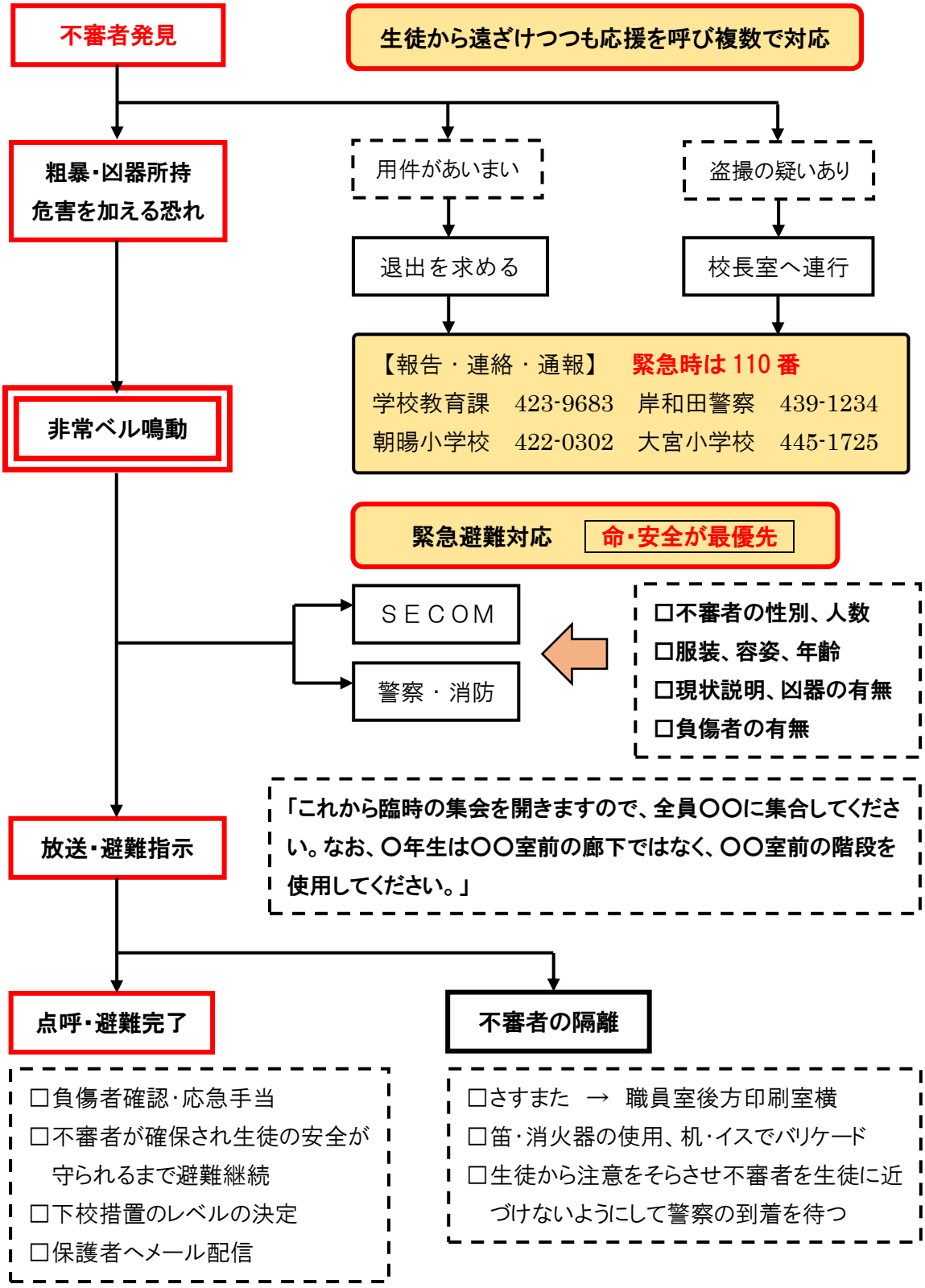

（2）休日・登下校中に不審者に遭遇したとき

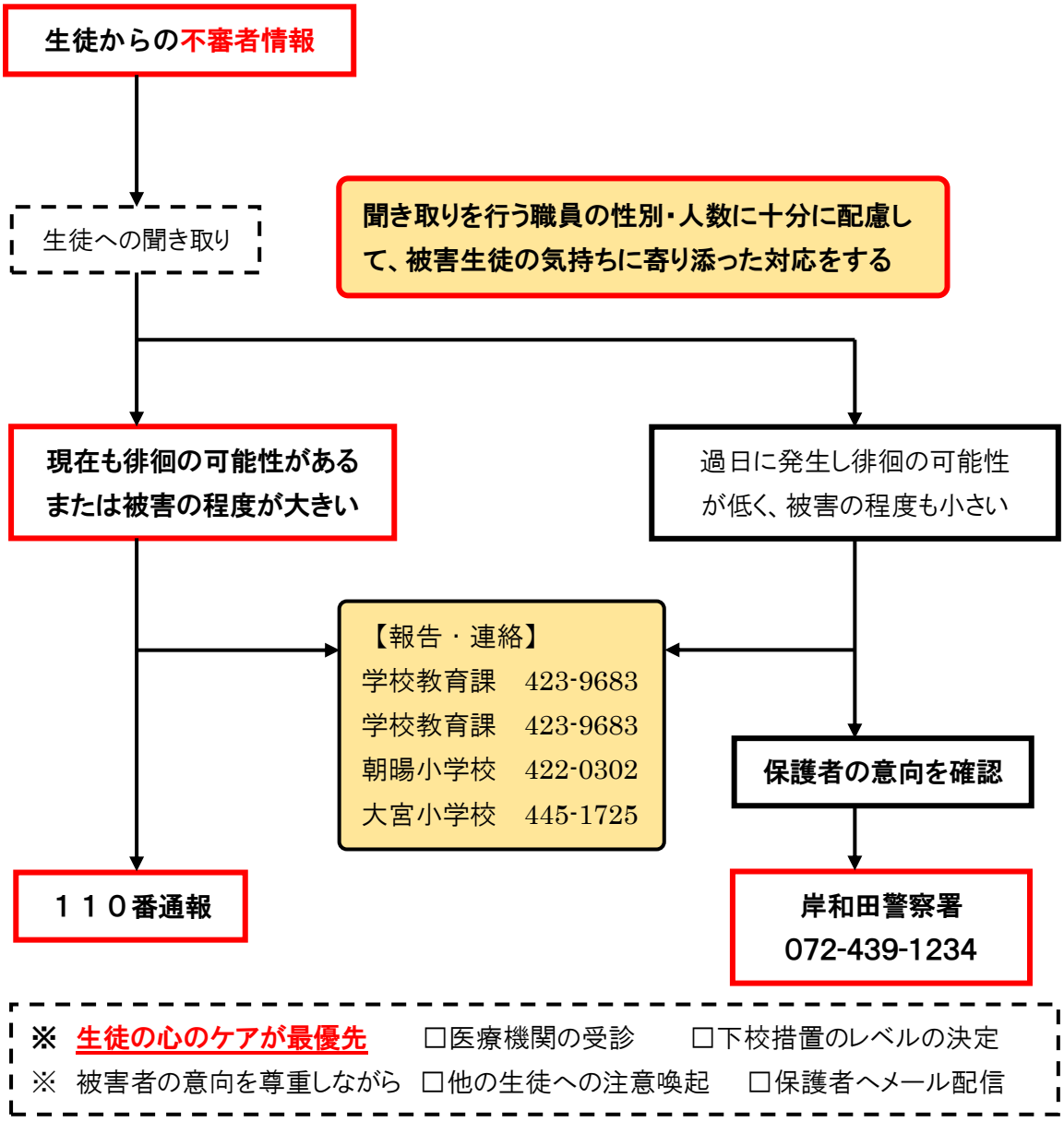

※ **生徒の心のケアが最優先**　□医療機関の受診　□下校措置のレベルの決定
※ 被害者の意向を尊重しながら　□他の生徒への注意喚起　□保護者へメール配信

（3）平常時に確認しておくポイント

① 通用門は**正門のみ**とし、登下校時以外は閉門しておく
② **正門以外は施錠**しておく
③ 来客者へは気づいた職員が必ず**声掛け**をする
「こんにちは。ご用件をうかがいましょうか？」
④ 来客者には**名札**をつけてもらう（教頭）
⑤ 不審者に遭遇した時の対応について生徒に周知徹底する（**自分の身を守る**）
⑥ 地域との**連携**を図る（こども110番の家、見守り隊など）
⑦ **情報**を入手できるようにする（安まちメールの登録）

8　給食の事故への対応

第一発見者

生命・健康に重大な影響を及ぼすと考えられるもの **□金属・ガラスなどの破片** **□衛生害虫（ゴキブリ・ハエ）** **□異味・異臭**	担任が対応	**健康への影響が少ないと考えられるもの** □毛髪、衣類の繊維 □原料由来のもの（食肉の骨、こげ） □梱包材料、羽虫
①　教室での混入の可能性がないか確認する ②　**直ちに給食を停止**する ③　**校長に報告**する ④　生徒の被害状況を確認する ・　何時に、何が、どんな状態で発見されたか ・　喫食されたか	担任が対応	①　配膳前・配膳中 ・　異物を取り除いて配膳する ②　配膳後 ・　新たに配膳し交換して提供 ③　教室での混入の可能性がないか確認 ④　状況によっては、給食を一旦停止し校長に報告
①　他のクラスの状況把握 ②　状況により**学校の給食を停止** ③　生徒の**安全確認** →必要に応じて学校医へ連絡 ④　**学校給食課**へ報告（様式 FAX）	校長が対応	①　異物混入の状況を把握 ②　必要であれば学級の給食を停止し、学校給食課へ報告（様式あり・FAX 送信）
異常のあった食缶や食器は、学校給食課が回収するまで**現状保存**	給食主任が対応	異物は現状保存し**配膳員に渡し**、給食センターへ返却する。発見時の状況を**学校給食課へ連絡**する

教室での混入の可能性を確認した場合は、生徒や教職員へ聞き取りを行い、結果を学校給食課へ報告する

9　食物アレルギーへの対応

第一発見者

状態が急激に変化するため、**すばやく重症度を判定**するとともに、**養護教諭をはじめ他の職員の応援**を呼ぶ

重症度が高い

＜全身の症状＞
- □ぐったりしている
- □意識が朦朧としている
- □尿や便をもらす
- □脈が触れにくいまたは不規則
- □唇や爪が青白い

＜呼吸器の症状＞
- □のどや胸が締め付けられる
- □声がかすれる
- □犬が吠えるような咳
- □息がしにくい
- □持続する強い咳き込み
- □ゼーゼーする呼吸

＜消化器の症状＞
- □持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- □繰り返し吐き続ける

上記の症状が1つでもあてはまる場合は救急車要請

保護者へ連絡　※かかりつけ医の確認

① ただちに**エピペン**を使用する
② 救急車を要請する（**119番通報**）
③ その場で安静を保ち、救急隊を待つ（**絶対に歩かせない！**）
④ 可能なら**内服薬**を飲ませる
⑤ 仰向けにして足を上げる

重症度が比較的低い

- □悪化が予想される場合には**症状の出現を待たずに左の対応**へ
- □少なくとも1時間は観察し完全に良くなるまで**目を離さない**

＜主な症状＞
- □数回の軽い咳
- □中程度のお腹の痛み
- □1～2回の嘔吐
- □1～2回の下痢
- □顔全体の腫れ
- □まぶたの腫れ
- □強いかゆみ
- □全身に広がるじんましんまたは全身が真赤

保護者へ連絡し受診

① **内服薬**を飲ませエピペンを準備
② **医療機関の受診**
③ 急速な進行が見られたら左記の対応
④ 座位にして会話しながら観察すると重症度の判断がしやすい

10 いじめへの対応

いじめの情報

□本人･保護者から　□本人の周囲から　□教育相談
□担任や養護教諭　□学校生活アンケート
□SNS等の書き込み　□日誌　□チェックリスト

（被害生徒保護）
（聞き取り）

生徒指導主担者または管理職

【法的根拠】
いじめ防止対策推進法

（委員会招集）

いじめ対策委員会

校長　教頭　生徒指導主担　児童生徒支援Co
学年生徒指導担当　人権教育主担者　SC　SSW

（指導体制
および
方針決定）

重大事態

□生徒が自殺を企図した場合
□身体に重大な傷害を負った場合
□金品等に重大な被害を被った場合
□精神性の疾患を発症した場合
□相当の期間学校を欠席している場合

（速やかに報告）

岸和田市教育委員会

緊急支援チーム要請

重大事態以外の事案

□いじめられた子ども･いじめを知らせた子どもの安全確保
□ていねいかつ慎重な事実確認
□心からの謝罪と二度としない約束
□保護者を交えて再発防止の話し合い

（事案報告書の提出）

岸和田市教育委員会

□早期発見　□迅速な対応　□未然防止　□守りぬく体制　□心のケアが最優先
□保護者との連携　□関係機関･専門家の活用　□問題行動への対応チャート活用

11　虐待への対応

虐待の情報

□本人・保護者から　□本人の周囲から　□教育相談
□担任や養護教諭　□学校生活アンケート
□SNS等の書き込み　□日誌　□チェックリスト

↓

生徒指導主担者または管理職

【法的根拠】
児童虐待防止法
大阪府子どもを虐待から守る条例

（委員会招集）

↓

虐待防止対策委員会

校長　教頭　虐待防止担当　生徒指導主担
児童生徒支援Co　人権教育主担　SC　SSW

（指導体制
および
方針決定）

（校長）

↓

通　告

□身体的虐待　□性的虐待　□ネグレクト　□心理的虐待　□経済的虐待
【児童虐待防止法　第6条】
虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、**確証がなくても速やかに**市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に**通告しなければならない**

※　緊急時以外は文書通告

岸和田市子ども家庭センター
072-441-0125

子ども家庭課・子ども家庭相談担当
072-423-9625

子どもの命や人権が最優先であり、保護者との関係性を気にして通告をためらわない

□早期発見　□通告　□継続的な支援　□**心のケアが最優先**
□保護者との信頼関係　□速やかな対応　□関係機関・専門家の活用と連携

12 セクシャル・ハラスメントへの対応

セクハラの情報

□本人･保護者から　□本人の周囲から　□教育相談
□教職員　□学校生活アンケート　□相談機関

【参考】
「教職員による児童･生徒に対するセクシュアル･ハラスメントを防止するために」（大阪府教育委員会）

セクハラ相談窓口担当者･管理職 ⇄ **市教委･人権教育課**

生徒のケア

- □ 被害生徒自身が自分を責めることがないように**「あなたは悪くない」**というメッセージを送る
- □ 二次被害に対して最大限の配慮をする
- □ SCや専門機関と連携して**心のケアを最優先**する

情報管理

- □ 被害生徒の人権･プライバシーを尊重する
- □ 情報提供者を保護する（氏名を明かさないなど）
- □ 噂や憶測が教職員や生徒間で流布しないようにする

聞き取り

- □ 複数の教職員で対応する　※ 最低1名は同性者
- □ 先入観をもって相談にのぞまない
- □ 情報管理に留意しながら第三者からも聞き取りをする
- □ セクハラに該当するか否かは被害生徒の判断が重要

保護者へ説明

- □ **被害生徒のケアを中心にした対応**をする
- □ 事実の説明と誠意ある謝罪をする
- □ 学校の基本姿勢や今後の方針を伝える
- □ 保護者自身のケアにも留意する

被害生徒および保護者への謝罪

- □ **被害生徒･保護者の気持ちを最大限尊重**する
- □ 事実関係の報告と学校としての謝罪（管理職）
- □ 加害職員による謝罪の場を設ける

13　Ｊアラートによるミサイル発射情報への対応

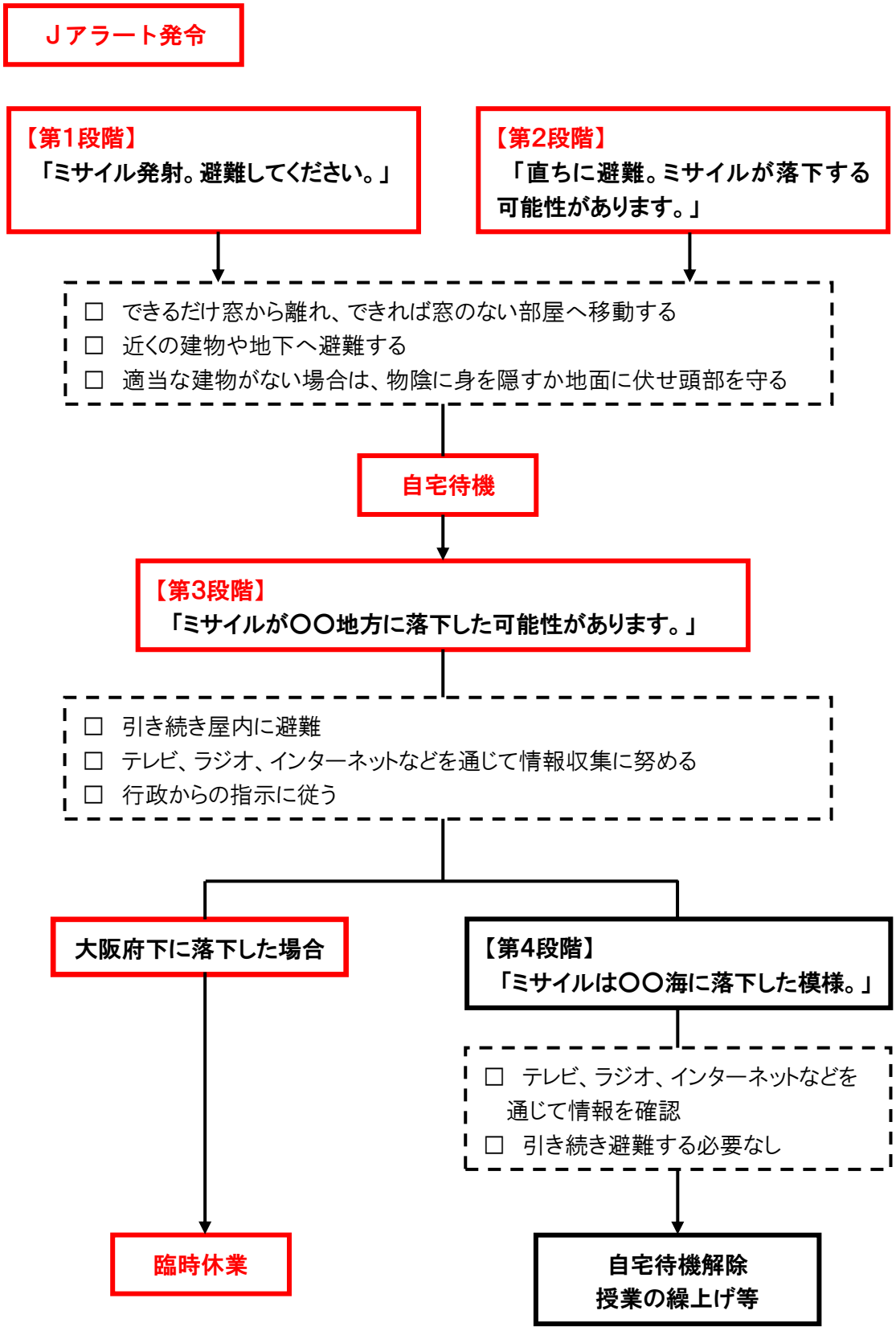

14　新型コロナウイルス感染症への対応

1　陽性者への対応

検査で陽性と判明 → （有症状） 発症日の翌日から7日間の出席停止

検査で陽性と判明 → （無症状） 検査日の翌日から7日間の出席停止

※　有症状者は１０日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など地震による健康状態の確認や感染リスクの高い行動を控えるように指導する。

※　無症状者は薬事承認された抗原定性検査キット（研究用は不可）を用いた検査で、５日目に陰性を確認した場合は、６日目に登校が可能。ただし、７日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康状態の確認や感染リスクの高い行動を控えるように指導する。

※　感染リスクの高い行動とは、①不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加、②高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、③上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児童施設や医療機関への訪問

2　登校後に発熱したとき

①　家庭連絡し、速やかに下校させる。
②　保健室等の室内では待機させない。
③　他の生徒から遠ざける。
④　待機時に使用した椅子等をアルコール消毒する。

3　濃接接触者への対応

濃厚接触者に特定 → 陽性者との最終接触日の翌日から5日間の出席停止

※　計７日間は感染リスクの高い行動は控える。

(1)　濃接可能性者とは

手で触れる距離（目安として１ｍ）で、必要な感染予防策なしで陽性者と１５分以上会話をした者。車内等で長時間（１時間以上）の接触（会話や共有のものを使用）があった者。

(2)　教育活動内で、濃接可能性者を「濃厚接触者」として扱うかどうかの基準

① 濃接可能性者のうち、陽性者と飲食を共にした者等
　→ 濃厚接触者として**扱わない**が、陽性者との最終接触日の翌日から５日間の**出席停止**、７日間は感染リスクの高い行動を行わないように指導する。
② 濃接可能性者であるが、陽性者と飲食を共にしていない者等
　→ 濃厚接触者として**扱わず**、出席停止としない。ただし、７日間は感染リスクの高い行動を行わないように指導する。
③ 宿泊を伴う行事等において、陽性者と同室であった者
　→ **濃厚接触者として扱う**。陽性者との最終接触日の翌日から５日間の**出席停止**、７日間は感染リスクの高い行動を行わないように指導する。

(3)　教育活動外で、濃厚接触者に特定される場合

① 同一世帯内で陽性者が確認された。
② 陽性者と接触があり、濃厚接触の可能性がある。

4　臨時休業について

(1)　学級閉鎖

直近３日間の陽性者または濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、**原則３日間**の学級閉鎖とする。

(2)　学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、**原則３日間**の学年閉鎖とする。

(3)　学校閉鎖

複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、**原則３日間**の学校閉鎖とする。

※　校内の感染状況や有症状者の状況等を考慮し、上記基準に満たない場合でも臨時休業を実施する場合がある。また、感染の状況等により、休業期間を延長することもある。

※　部活動内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を一時停止する。